

令和4年第2回葛城市議会定例会会議録（第4日目）

1. 開会及び散会 令和4年6月27日 午前10時00分 開会
午前10時17分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	西川善浩	2番	横井晶行
3番	柴田三乃	4番	坂本剛司
5番	杉本訓規	6番	梨本洪瑠
7番	吉村始	8番	奥本佳史
9番	松林謙司	10番	谷原一安
11番	川村優子	12番	増田順弘
13番	西井覚	14番	藤井本浩
15番	下村正樹		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	溝尾彰人
教育長	椿本剛也	企画部長	高垣倫浩
総務部長	東錦也	総務部理事	安川博敏
財務部長	米田匡勝	市民生活部長	前村芳安
市民生活部理事	林本裕明	都市整備部長	松本秀樹
産業観光部長	早田幸介	保健福祉部長	森井敏英
こども未来創造部長	井上理恵	教育部長	西川育子
教育部理事	板橋行則	上下水道部長	井邑陽一
会計管理者	吉井忠		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治	書記	新澤明子
書記	神橋秀幸	書記	福原有美

6. 会議録署名議員 1番 西川善浩 15番 下村正樹

7. 議事日程

日程第1 議第42号 葛城市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の

一部を改正することについて

日程第2 議第43号 調停に代わる決定について

開 会 午前10時00分

川村議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより令和4年第2回葛城市議会定例会第4日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルスの感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末などの情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

これより本日の会議を開きます。

ご報告申し上げます。

市長から、お手元に配付の議事日程記載のとおり、日程第1及び日程第2の2議案が追加議案として提出されましたので、各常任委員会における付託議案以外の調査案件と併せて、それらの取扱いについて6月24日午後5時より議会運営委員会を開催いただき、ご協議いただいておりますので、会議の概要について、議会運営委員長よりご報告願います。

12番、増田順弘議員。

増田議会運営委員長 それでは、各常任委員会における付託議案以外の所管事項の調査につきまして、また、市長より議第42号、葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正と議第43号、調停に代わる決定について、追加議案として提出されたことを受けまして、去る6月24日に議会運営委員会を開催し、それらの取扱いについて、慎重に協議しておりますので、その内容につきましてご報告を申し上げます。

まず、各常任委員会における付託議案以外の所管事項の調査につきましては、総務建設常任委員会から、奈良県社会教育センターの跡地利用に関する事項、道の駅に関する事項、契約事務に関する事項、尺土駅前周辺整備、国鉄・坊城線整備事業に関する事項、景観に関する事項、その他総務建設常任委員会の所管に属する事項、この6項目を常任委員会の調査事項として審査を行いたい旨の申出があり、また、厚生文教常任委員会からは、ゴミ収集運搬処理に関する諸事項、住環境の改善に関する諸事項、就学前児童の保育と教育に関する諸事項、ICT教育に関する諸事項、不登校に関する諸事項、その他厚生文教常任委員会の所管に属する事項の6項目を厚生文教常任委員会の調査事項として審査を行いたい旨、申出があり、それぞれ付託議案以外の所管事項の調査として審査を願うことに決定をいたしました。

なお、これらの調査案件につきましては、閉会中にも継続して審査を要するとして、各常任委員長より議長に対し、閉会中の継続審査の申出がなされます。

次に、追加議案の議事日程、審議方法につきまして、この後、日程第1といたしまして、議第42号の条例の一部改正を議題とし、その内容説明を受けた後、質疑を行い、総務建設常任委員会に付託し、審査を願います。

次に、日程第2といたしまして、議第43号、調停に代わる決定についてを議題とし、その内容説明を受けた後、質疑を行い、総務建設常任委員会に付託し、審査願います。追加議案の委員会への付託が終わりましたら、本日の本会議は散会いたします。そして本会議終了後に総務建設常任委員会を開催願います。追加議案の審査をお願いいたします。

以上、報告といたします。皆様方のご理解賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

川村議長 議会運営委員長からの報告は以上であります。

お諮りをいたします。

追加議案などの取扱いについては、ただいまの議会運営委員長からのご報告のとおり、審議を行うことにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり、審議することに決定いたしました。

また、各常任委員会の皆様には、それぞれの調査案件につきまして、慎重にご審査いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

それでは、日程第1、議第42号、葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第42号、葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することにつきまして、提案理由を申し上げます。

本年5月30日に職員2人に対しまして懲戒処分を行いました。職員の非違行為に対しましては、これまでも厳正に対処してきたところでございますが、今後も、今まで以上に不祥事の再発防止、職員の綱紀肅正に努めてまいります。その上で、この結果に対し、管理監督責任として給料の一部を減額するものでございます。改正内容につきましては、令和4年7月1日から同年7月31日までの1か月間、私の給料を10%減額するものでございます。

施行期日は公布の日でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

川村議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 1点、質問させていただきます。

ただいま説明ございましたこの上程する理由、目的等、お話があったんですが、私、厚生文教常任委員会に所属して、所管のこの案件については、これから総務建設常任委員会に付託されて、そこでしっかりと審査が行われると思いますので、本会議では、私の判断を本会議でしていく上で必要なことについて1点、質問したいと思っております。

1つは、この懲戒処分の量定、減給1か月というふうにおっしゃいました。この処分につきましては、葛城市において懲戒処分の指針、処分量定の標準例というものを持っておられると思うんです。それを私、いろいろ、葛城市の中のホームページ調べても出てきませんし、手元にはありません。これが、この量定で果たして妥当なのかどうか、判断がつかかねるんです。ほかの量定との関係で、市長のこの1か月減給はどうなのか、これについて判断しかねるところありますので、そういう資料、議員のほうに提出していただけるのかどうか、それについてお伺いしたいと思います。

この点につきましては、人事院のほうは、多分葛城市は人事院の懲戒処分の指針については準用していると思うんですけども、そこにおいては管理監督責任という形で、5番目にそれを問う処分量定があるんですけども、それから見ても、部長を飛び越して市長がこういう量定になっているので、私もどういことだろうと疑念がありますので、葛城市の懲戒処分の指針についてどうなっているか確かめたいと思いますので、それについて出していただけなのかどうかお伺いします。

川村議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部の高垣でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの谷原議員のご質問、まず葛城市の懲罰審査委員会設置要綱に基づきまして、市の職員、葛城市職員懲戒処分に関する指針というものがございまして。要綱で定めておりますので、それにつきましてはお出しすることは可能であるということでございます。

ただ、今回、谷原議員ご質問されておられます市長の管理監督責任という基準につきましては、あくまで要綱は市の職員、地方公務員の規定に基づく職員の分限処分、懲戒処分の基準でございますので、また別のものになるということでご理解いただきたいと思っております。

以上、よろしくお願いいたします。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 分かりました。懲戒処分は任命権者の裁量権ですから、自らを律する場合の規定には、葛城市の懲罰審査委員会に関するような規定は、直接には当たらないということを理解してくれということだろうと思っております。分かりました。

少しだけご意見も申し上げたいんですが、懲戒処分というのは、綱紀肅正以外に大きな目的として、行政の信頼が失われた、その信頼回復を市民に対して行うという側面があると思っております。6月1日付の新聞に、先ほどありました5月30日での葛城市の職員の懲戒処分が出ましたけれども、私は、一般的には管理監督責任として市長の戒告処分というのがあると思うんですけども、それも同時に発表するというのが市民にとっても非常に分かりやすい話であったと思うんですが、今回条例改正が必要となる処分量定となりましたので、6月議会を待ってというふうになりますと、これについて改めて報道発表というふうなことになりますと、非常に市民にとっても分かりにくい。やはり私は、懲戒処分の在り方についてはそうした側面もあるということ、ご意見を申し上げておきたいと思っております。

以上です。

川村議長 ほかに質疑はありませんか。

奥本佳史議員。

奥本議員 それでは、質疑行わせていただきます。今回の条例の一部改正ということで、今、谷原議員からも質問あった、若干関連するんですけども、先ほどの話では、葛城市職員の懲戒の基準というのはあるんですけども、市長に対してはないと。すると、これを判断に至ったところというのは、恐らく懲罰審査委員会であるかと思われるんですけども、今回この懲罰審査委員会というのは、どれほどこの件には関与しているのか、もし、その辺関与をされて、何らかのその諮問の内容があったのであれば、その辺りは教えてもらえるのかということをお

聞かせください。

川村議長 奥本議員、今の確認ですが、市長の今回の処分への条例改正の今回のこの議案について、懲罰審査委員会で決まったものなのかというふうな質疑でよろしいですか。それについて確認してください。

高垣部長。

高垣企画部長 企画部、高垣でございます。

ただいまの奥本議員のご質問、懲罰審査委員会に諮問して諮ったものであるのかということですが、これは別に諮ったものではございません。

以上でございます。

川村議長 奥本議員。

奥本議員 ということは、あくまでも市長からの発案というんですか、発議というんですか、ということよろしいですね。ありがとうございました。

川村議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第42号につきましては、総務建設常任委員会に付託し審査願います。

次に、日程第2、議第43号、調停に代わる決定についてを議題といたします。本案につき提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第43号、調停に代わる決定につきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、去る令和4年6月15日、大阪高等裁判所第8民事部より、道の駅整備事業をめぐる損害賠償等請求調停事件に関する民事調停法第17条の規定による調停に代わる決定書が到達いたしました。この決定に対し、当該決定を受託し、異議の申立てを行わないことについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

川村議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第43号につきましては、総務建設常任委員会に付託し審査願います。

これで本日の本会議の日程は全て終了いたしました。皆様方には、慎重にご審議賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。

なお、次の本会議は29日午前10時から再開いたしますので、午前9時30分にご参集願いま

す。

この後、10時30分より総務建設常任委員会を開催願いますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午前10時17分